

博士学位論文

内容の要旨及び審査結果の要旨

第 49 号

2022 年 3 月

京 都 産 業 大 学

は し が き

本号は、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第8条の規定による公表を目的とし、令和3年3月19日および20日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した甲は学位規則第4条第1項によるもの（いわゆる課程博士）であり、乙は同条第2項によるもの（いわゆる論文博士）である。

目 次

課程博士

1.	<small>キタジマ</small> 北島	<small>ヒロミ</small> 浩三	[博士 (経済学)]	1
2.	<small>タケナカ</small> 竹中	<small>コウヘイ</small> 昂平	[博士 (経済学)]	5
3.	<small>オガワ</small> 小川	<small>ヒロコ</small> 寛子	[博士 (マネジメント)]	9
4.	<small>スギハラ</small> 杉原	<small>コウイチロウ</small> 功一郎	[博士 (先端情報学)]	14
5.	<small>カサイ</small> 葛西	<small>アヤノ</small> 綾乃	[博士 (生命科学)]	17
6.	<small>ヤマシタ</small> 山下	<small>リュウジ</small> 龍志	[博士 (生命科学)]	20

氏名（本籍）	小川 寛子（大阪府）
学位の種類	博士（マネジメント）
学位記番号	甲マ 第12号
学位授与年月日	令和4年3月20日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
論文題目	我が国の社会課題としての孤立死軽減に向けた組織的取組み —組織間協働の視点から—
論文審査委員	主 査 佐々木 利廣 教授
	副 査 吉田 裕之 教授
	〃 篠原 健一 教授
	〃 吉田 忠彦 教授（近畿大学）

論文内容の要旨

小川寛子氏の博士學位論文は、喫緊の社会課題でもある孤立死という社会現象に対して、これまでの法医学や社会福祉や社会学からのアプローチを踏まえながら、組織間協働という視点を中心に詳細なデータ収集と定性的な分析を試みようとしている。孤立死という混沌とした社会課題が早急に議論すべき今日的テーマにもかかわらず、組織論やマネジメントの分野で本格的な検討が行われていない現状から一歩進んで、組織論や組織間協働の視点から何が言えるのか、今後何を明らかにすべきなのか、について論じようとしている。小川氏は、大阪府監察医事務所での長年にわたる解剖助手の職務を継続してきたことから得られる孤立死データをもとに孤立死のリスク要因を抽出する一方、長期にわたり市民活動団体リーダーとして地域に踏み込んで活動する過程で得られた孤立死予防や対策に向けた地域活動を組織間協働の視点から整理している。以下各章の内容について簡単に説明しておく。

第1章において、分析対象として取り上げた孤立死問題という社会現象について明確にしたのちに、第2章では孤独死や孤立死などと呼称される用語の混乱について考えた後、孤立死という言葉の概念定義について過去の議論を整理している。そして孤立死問題の多義性と多層性の存在

を前提としながらも、現在もまだ統一的な概念定義がなされていない現状に警鐘を鳴らしている。本論文では、東京都監察医務院の孤立死の定義を参考にしながら議論を進めている。続いて異常死体が発見された後、どのようなフローで検案が行われ死体検案書が作成されるのか、その検案書から分かる項目にはどのようなことがあるかを明示している。大阪府監察医事務所との信頼関係もありデータの収集や処理についての自由度が認められているが、研究倫理との関係もあり十分な配慮をしながら分析を進めてきている。

第3章では、過去の孤立死研究の文献レビューを通じて、何が議論されてきたのか、何が明らかになったのか、さらには何が明らかにならないままになっているのかを論じている。いわば先行研究レビューという位置づけである。これまでの孤立死の研究は、医学や法医学、看護、社会福祉や社会学の分野からの研究が多く見られ、孤立死対策としてはつながりづくりのためのサロン活動や地域の見守り、さらには緊急時対応の提案などが中心であった。しかし孤立死につながる社会的孤立の予防や孤立者の早期発見に視点をおき、エリア全体で「遺体が放置されない社会」を作っていくためには、行政だけでなく民間企業やNPOセクターなど複数のセクターが協働しながら課題解決をはかる仕組みとプロセスが必要である。

こうした複数セクターの協働による社会課題の解決は組織間協働モデルとして注目されている。本論文では、協働の窓モデル、社会的協働論、組織間協働化論などをレビューし複数セクターの協働がどのようなステージで進んでいくかを論じようとしている。

第4章では、各セクターの孤立死対策の現状を把握しながら、実践的視点からの孤立死対策について纏めている。最初に第一セクターの取組みとして、法制度や行政施策という視点から行政レベルでの孤立死予防対策を纏めながら、どのような特徴が見られるのか、どのような限界に直面しているかを論じている。続いて民間企業レベルからの孤立死予防対策の進捗状況を確認している。最後に第三セクターであるNPOや市民活動団体による取組みの現状をフォローしながら、孤立死対策の多面性や重層性を強調している。そして我々の考える孤立死対策は、遺体が長期間放置されない社会をどのように実現するべきかというテーマであることを再確認している。

第5章では、孤立死の実態把握として大阪府監察医事務所で扱う検案データをもとに自宅独居死亡者を抽出し、発見までに要した時間、発見者、生活状況などの項目をもとに孤立死に至る状況について明らかにし、高リスク要因の抽出を行い、大阪市内における孤立死の現状確認を行っている。これらの要因を踏まえ孤立死対策には何が有効かの検討を行っている。

第6章では、行政や社協や市民活動団体など複数の組織が協働しながら孤立死や社会的孤立の予防を進めている全国の4つの地域の取組みについて分析しながら、孤立死予防のポイントや今後の方向性について検討している。こうした全国レベルの孤立死予防の試みを踏まえ、後半では組織間協働モデルをもとに大阪市西成区あいりん地区と大阪市城東区森之宮地区の事例分析を行っている。大阪市内のあいりん地区は生活保護受給者が多く住み簡易宿泊所などの集合住宅が多く立ち並び、孤立死も非常に多い地区である。一方森之宮地区は年金受給者が多く住むUR団地が立ち並ぶ地区であるが、築年数の経過とともに高齢化が進展している。孤立死についても、一時期増加傾向にあり孤立死対策の必要性が認識されたこともあるが、スマートエイジングシティの

モデル地区として選定されたことで活動の中身が少しずつ変化している。そして2つの地域の組織間協働の過程は、それぞれの地域特性や歴史的背景により異なった様相を示していることを明らかにしようとしている。最後の第7章で孤立死という社会課題の複雑性や相互関係性を論じながら、残された課題や展望を行っている。

論文審査結果の要旨

小川寛子氏は、1979年3月帝塚山学院大学日本文学科を卒業後に民間企業に就職し、2017年3月に社会人大学院生として龍谷大学大学院政策学研究科博士前期課程を修了している。その後2018年4月に本学大学院マネジメント研究科博士後期課程に入学後、日本マネジメント学会関西部会報告（2018年12月関西大学）、日本マネジメント学会全国大会報告（2019年6月立教大学）、社会経済システム学会全国大会報告（2019年10月名古屋工業大学）、近畿公衆衛生学会報告（学会中止で要旨集掲載のみ）、非営利法人研究学会中部・関西・九州合同部会報告（2020年8月オンライン）、非営利法人研究学会全国大会報告（2020年9月オンライン）など学会報告5回、査読付き学術論文1本（日本マネジメント学会）と査読付き研究ノート1本（非営利法人研究学会）の研究業績を積み重ねてきている。博士後期課程入学以降は一貫して孤立死問題を組織論とりわけ組織間協働の視点から分析する作業に取り組んできた。その結果として今回博士申請論文「我が国の社会課題としての孤立死軽減に向けた組織的取組み—組織間協働の視点から—」を提出している。

博士申請論文は、タイトルにもあるように社会課題としての孤立死に焦点をあて、その現状把握や包括的対策が迫られているにも関わらず、孤独死や孤立死や独居死などの用語の混乱や全国統計が存在していないという限界もあり、まだまだ未開拓の研究領域であることからスタートしている。そして信頼性や妥当性の高い孤立死の整数を明らかにすることが喫緊の課題であるという基本的問題意識が根本にある。たとえば、死亡診断書から自宅で死亡し自殺ではない異状死数は把握可能であるが、独居かどうかや看取りがあるかどうかについては把握不可能であるという。さらに問題を複雑にしているのは、異状死として把握されると遺体は警察の管轄になり公表されることはほとんどない点である。唯一監察医制度を有している東京都特別区、大阪市、神戸市の3地域のみが異状死を検案し死体検案書を発行することができる。博士申請論文では、大阪府監察医事務所に長期間勤務することで得られた孤立死データをもとに、孤立死リスクを明らかにしながら大阪市の2地域での孤立死予防に向けての組織的取組みを組織論の視点から分析しようとしている。

博士申請論文は7章で構成されているが、既存研究とは違う独自の見解が見られる部分についてより詳しく説明しておく。学位申請論文で明らかにしたことは、第一に膨大なデータをもとに独居自宅死亡者数を発見までに要した時間別に早期発見、短期発見、中期発見、長期発見に区分し、どの要因が孤立死と相関するのか、孤立死として遺体が長期間発見されない要因は何なのかを明らかにした点である。データ分析の結果、男性の前期高齢者、年金や生活保護受

給者、集合住宅居住者、外部の関係の薄い人に独居自宅死亡者数が多くなる傾向がみられ孤立死リスクが高いことが明らかになった。さらに平時より定期的訪問や連絡を取り合う関係性が築かれている場合や訪問介護サービスなど日常のかかわりがある場合は、発見までに要する時間は短くなる傾向にあることが明らかになった。地域での公式的関係性や非公式的関係性の欠如が孤立死につながる可能性はこれまでも指摘されてきたが、単年度データとはいえこうした指摘を具体的なデータで検証したことは大きな貢献である。さらに大阪市の居住区ごとのデータからも、発生数が特筆して高い西成区は別として孤立死の状況は地域ごとにかなりのバラツキがあり、地域性を加味した孤立死対策が必要であることも明らかになった。

第二の貢献は、孤立死という混沌とした社会課題の多様性や重層性を前提にした孤立死対策の分析を試みている点である。孤立死要因としては、地域性、性別、年齢、生活様態、など多くの要因が複雑に絡み合っていて、一つの要因を取り除くことで解決するわけではない。まさに複合的で総合的な視点からの分析が必要な社会課題である。しかし、これまでの孤立死研究は、疫学的傾向や社会的特性を中心に孤立死の特性を明らかにしようとする医学法医学からのアプローチが中心であり、公衆衛生や福祉行政からのアプローチ、都市計画や社会学からのアプローチを含めると、組織マネジメントからのアプローチはほとんどされてこなかった。いうまでもなく孤立死は多様な要因が複雑に関係する社会現象であることから、多様な領域の研究を統合していくことが必要になる。その意味で、これまでとは異なった組織論とりわけ組織間協働の視点からのアプローチは、過去の研究の隙間を埋める意味でも重要であると思われる。

第三の貢献は、組織間協働論という視点をもとに、大阪市の2地域における孤立死対策の比較を行った点である。組織間協働の基本的過程は、組織間での問題意識の共有化過程を経て将来ビジョンの構想過程、そしてビジョン実現化に向けた実行過程というステージで進むと考えられている。この3つのステージ区分をもとに2地域での孤立死対策をめぐる組織間協働化の過程を明らかにしようとしている。城東区森之宮地域の場合、集合住宅の一部居住者による孤立死問題の先行的認識があったにも関わらず、この認識が拡散されず問題意識が多くの居住者に共有されないままに、行政とURと病院の3者協定によるスマートエージングシティ構想という将来ビジョンが構想された。いわば上からのトップダウン方式のビジョン構想であったこともあり、その後のビジョン実現にむけた取組みに関しても、既存の青写真をもとにした具体的事業提案や実施が行われた。こうした行政主導型のトップダウン方式が主流であったこともあり、住民間の孤立死問題への認識が薄れてきたことは確かである。また西成区あいりん地区の場合は、地域の複数の団体による話し合いの場が事前に自然発生的に形成されていたことや、そうした複数団体の意見を集約しようとする釜ヶ崎支援機構のようなNPOが誕生したこともあり組織間での問題意識の共有化はスムーズに進んでいる。そして地元地域団体の構想と行政の西成特区構想とがタイムリーにマッチングすることで創発的に将来ビジョンが形成されることになる。さらにビジョン実現に向けた取組みとして、地域から提案された事業案を委託事業として再編成して地元へ提案することで、結果的には地元ニーズにフィットするような実現可能性の高い事業案が実行に移されている。このように、どちらかというとボトムアップ的に行政提案型で複

数組織が協働してきたのが西成区あいりん地区である。こうした経時的過程を、多くの著書や論文そして公刊された各種資料とインタビュー調査や現地でのフィールド体験をもとに明示化したことは大きな貢献である。

これまで本論文が既存研究に貢献する部分を3点にわけて説明したが、もちろん課題がないわけではない。課題の一つは、収集利用したデータが2017年大阪府監察医事務所で取り扱った検案要請書と死体検案書をもとにした4551件のデータである点である。研究のスタート時には複数年のデータを比較しながら、年度ごとの特徴や経年比較などの分析を想定していたが、単年度データの収集や分析に予想以上の時間と労力がかかり、複数年度間の比較分析は今後の課題とせざるを得ないという結果になった。

二つ目の課題は、孤立死予防や孤立死対策の組織的取組みの事例分析として大阪市の2地域を選び時間の経過のなかでどのように複数の組織が協働していったかを明らかにしようとしたが、この2つの地域での組織間協働の過程が全国での様々な取組みを代表しているかどうかは不明である。おそらく大阪市内でも、孤立死対策に関係する多様な取組みがなされているであろうし、全国レベルでいえばさらに多くのパターンが見られる。こうしたことを考えると、大阪市内での2つの事例分析を元にして孤立死対策のパターンを一般化することのリスクも十分に認識すべきである。

さらに三番目の課題は、孤立死という社会課題解決のために行政や企業やNPOなどの複数セクターが協働しながら解決していく過程を組織間協働の分野の研究業績をもとに明らかにしようとしたが、組織論やマネジメントの観点から孤立死という現象を分析した研究は過去にほとんど存在していないのが実情である。まだまだ医学看護学的視点や社会福祉の視点からのアプローチが大半であり、組織間関係という視点を考慮したアプローチは緒に就いたばかりである。

なお博士学位申請論文の内容に関して2022年1月28日午後1時から口頭試問が行われた。メンバーは、在間敬子マネジメント研究科長、外部副査の近畿大学吉田忠彦教授、副査の吉田裕之教授、篠原健一教授、主査佐々木利廣、の5名である。口頭試問では、博士論文全体の内容、論文の目的と最終結論を再度確認しながら、個人情報等の扱いについての研究倫理上の配慮、全国レベルでの孤立死対策事例の選択理由、大阪市内のあいりん地区と森之宮地区を詳細な事例分析のケースとして選んだ理由、遺体が長期間放置されない社会を目指すことを最終的な孤立死対策とした理由、などについて確認がなされた。また第1章の序論の記述と第7章の結論部分については、研究目的や問題意識、そして最終結論をより明確に打ち出すべきであるというコメントも頂いた。

口頭試問後の審査委員会での結論は、小川寛子氏の博士請求論文は博士（マネジメント）に十分値するものであり、学位審査会議までに副査のコメントをもとに加筆修正した博士申請論文の提出を求めることになった。また2月5日（土）午後1時からの公聴会において、小川氏は所定の時間内に博士論文の内容をコンパクトに説明し、多くの質問に対する的確に回答した。よって審査委員会は、博士申請論文と口頭試問と公聴会の結果をもとに課程博士の学位（マネジメント）に合格したものと判断する。